第三十一条の三の三第一項第一号	及び住所
第三十一条の三の三第一項第三号	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項
第三十一条の四第一項（各号を除く。）	法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項
	第八十六条
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
第三十一条の四第一項第一号	及び住所
	、住所及び本人確認番号
第三十一条の四第一項第四号	法第二十五条において準用する組合法第八十六条
第三十一条の四第二項	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類
第三十一条の五第一号	及び住所
	、住所及び本人確認番号
	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十六条
	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類 3　前二項の規定は、旧職域加算障害給付の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。

第三十一条の四	
	及び住所
	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項
	法第二十五条において準用する組合法第八十四条第一項
	第八十六条
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
	及び住所
	、住所及び本人確認番号
	法第二十五条において準用する組合法第八十六条
第三十一条の五	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類
	及び住所
	、住所及び本人確認番号
	平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十四条第一項
	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年経過措置政令第八条第一項により読み替えられた改正前国共済法第八十六条
	2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　障害の状態の程度に関する医師又は歯科医師の診断書 二　その他必要な書類 3　前二項の規定は、旧職域加算障害給付の受給権者の障害の程度が減退したときの届出について準用する。